

## 第5章

### ベトナムにおける農業投資環境と日系農企業の事業戦略の変化\*

#### ーラムドン省を事例にー

#### 辻 一成

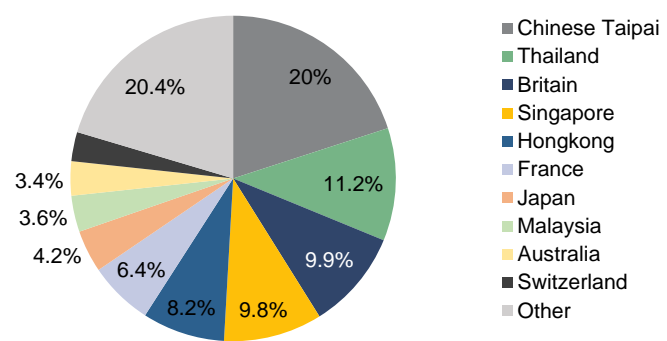
##### 要旨

ベトナムは農業生産の面で様々な有利性をもつ国であるとみられているが、農業部門への海外直接投資は決して多かったわけではない。しかし、その状況は近年徐々に変化しつつある。特に2015年における日本からの農業部門への直接投資額は前年比の13倍にまで急増した。このような急増が起こった背景について、中部高原のラムドン省の事例にもとづいてベトナムにおける農業投資環境の変化を検討するとともに、現地での日本企業の農業ビジネスの実態について考察することが本稿の目的である。本稿では、ラムドン省の近年の農業投資環境の変化について主に政策的側面に関する検討を行う。その上で、同省で農業投資を行っている日本企業3社の事例をもとに、それぞれの事業戦略の特徴と課題を明らかにする。

#### 1. ベトナムにおける日本企業の農業投資状況

ベトナムは、自然条件や労働力調達といった点で、農業生産に多くの有利性をもつ国であるとみられる。しかし、これまでは海外からの農業投資は決して活発といえる状況にはなかった。事実、同国への農業直接投資に関しては50を超える国々が関与してきたが、海外直接投資総額に占める

図1 ベトナムにおける国別農業投資金額の割合



(出所) Nguyen Thi My Hoa (2017), p. 8 より, 修正の上, 転載。  
注: 元データは, OECD, 2015

\* 本論文の作成においては、佐賀大学大学院生グエン・ティ・ミー・ホア氏の多大なる協力を得た。ここに記して感謝したい。

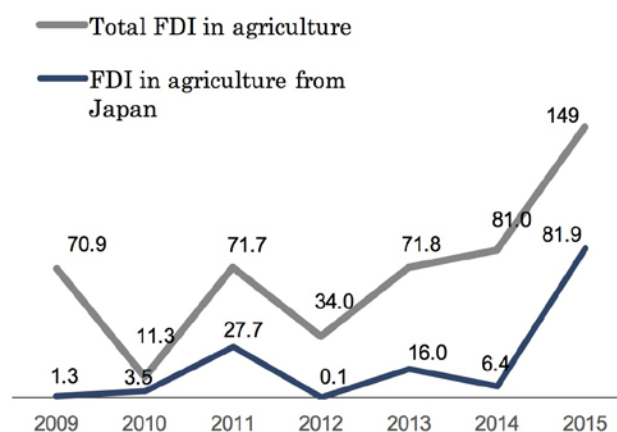
農業投資の割合はわずか0.5%から1%程度で推移してきた。2014年8月時点のデータによれば、ベトナムへの農業直接投資が多い国（地域）は、プロジェクト件数183件（全体の35.7%）、投資金額で全体の20%を占める台湾を筆頭に、タイ11.2%、イギリス9.9%、シンガポール9.8%などが続いている。同年の日本からの直接投資金額は全体の4.2%であり、国別では第7位という実績であった（図1）。

しかし、2015年になると状況は大きく変化した。同年の日本からの農業投資案件数は42件、農業直接投資額は、突如、前年比の13倍にも急増したのである（図2）。

以下では、こうした急激な投資状況の変化はなぜ生じたのか、またベトナムへ農業投資を行う企業の事業戦略にどのような変化が生じているのか、さらに日本企業にとってベトナムへの農業投資のメリットは何か、という点についてラムドン省での現地調査にもとづいて検討する。

図2 ベトナムにおける農業への海外直接投資の推移

（単位：百万ドル）



（出所） Nguyen Thi My Hoa (2017), p. 9 より、修正の上、転掲。  
注：元データは、Planning and Investment Department, 2016 による

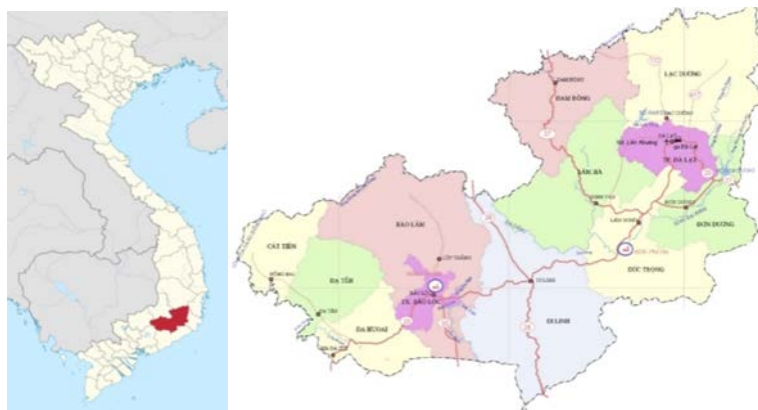
## 2. ラムドン省における日本企業の農業投資に関する検討

### 2-1. ラムドン省の概要と農業

ラムドン省は、海拔800～1000メートルの中部高地に位置し、面積は9800平方キロメートルに及ぶ。台地や山地、狭隘で平坦な谷地など地形はきわめて複雑で、高地独特の気候条件とあいまって多様な動物相や植物相を形成している。同省は、2つの都市（ダラット市とバオロック市）と10県からなる計12の行政単位からなる。

120万人の人口のうち労働人口は60%を占める。主要産業は農業であり、同部門の省全体のGDPに占める割合は53%にのぼる。農地の総面積は34万4500ヘクタールで、玄武岩質土壌の地力は総じて肥沃であり、工芸作物のほか、高品質な野菜や花卉の生産に適している。ハイテク農業への関心も高く、施設園芸の面積は近年4万3000ヘクタールにまで増加している。省内を北東から南西に流れる大小の河川も発達しており農業生産にとって不可欠な水資源も豊富である。

図3 ラムドン省の位置



(出所) Nguyen Thi My Hoa (2017), p.38 より転掲。

主要農作物は、コーヒー、茶、桑、カシューナッツなどのほか、高冷地の良好な気候条件を活かした多様な野菜類や花卉類である。2015年の露地野菜栽培面積は5万4000ヘクタール、総収穫量は250万トンであった。また、同年の花卉類の栽培面積も過去5年間で2倍に増加して7650ヘクタールとなり、年間の切り花出荷総量は25億本に上っている。

## 2-2. ラムドン省における日本企業の農業直接投資

2015年現在、ラムドン省では112件の海外直接投資によるプロジェクトが実行されている。そのうち87件が農業関連の事業であり、国別では日本企業のプロジェクト案件12件は、台湾の46件に次いで2番目に多い。

表1は、ラムドン省で農業投資を行っている日本企業12社の情報の詳細である。

表1 ラムドン省における日本企業による農業投資案件

会社名 (仮名)	設立年月日	出資関係	資本総額 (ドル)	事業内容	ターゲット市場
LD社	1996/10/24	100%	2,300,000	農水産物の加工輸出	日本
DL社	1998/7/15	100%	3,500,000	青果物の冷蔵加工輸出	日本
A社	2005/4/12	100%	4,500,000	野菜の生産・加工・輸出	日本
B社	2007/3/21	100%	200,000	農産物加工・輸出	日本
J社	2008/9/22	100%	6,000,000	花卉生産・輸出	日本
VK社	2009/11/24	合弁	1,250,000	和牛生産・輸出	日本・ベトナム

G 社	2011/1/19	100%	300,000	野菜・花卉生産・購買・加工・輸出	日本
JCBT 社	2012/10/19	100%	1,500,000	養鶏	日本・ベトナム
AP 社	2014/4/7	合弁	4,800,000	野菜生産（事業休止中）	日本・ベトナム
AJ 社	2014/8/14	100%	2,000,000	農産物生産・加工	日本
KV 社	2015/1/15	100%	330,000	イチゴ生産	ベトナム
Y 社	2015/11/3	合弁	3,000,000	マッシュルーム生産	ベトナム

（出所） Nguyen Thi My Hoa (2017), p. 43 より，修正の上，転掲。

注：元データは，ラムドン省人民委員会での聴取調査による。

同表から，ラムドン省で農業関係の直接投資を行っている日本企業は，100%の外資企業であること，生産物の供給先は日本市場であることが一般に共通した特徴として指摘できる。また，土地の調達はリース（賃貸）による場合が多い。しかし，その中で，ベトナム企業との合弁形態をとる企業や，独自に土地利用権を取得したり，ベトナム国内市場をターゲットとした事業を展開したりするなど，近年，従前とは異なる新たな事業戦略をもつ日系企業が現れてきている。そこで，これらの点に関して，以下，A 社，J 社，Y 社の事例にもとづいて具体的に検討する。

## 2-3. 事例にみる日本企業の農業投資の実態と事業戦略

### 2-3-1 A 社の事例

A 社のベトナムへの事業進出は 1994 年に遡る。当初はホーチミン市に第 1 工場を建設し，日本市場向けに乾燥野菜や肉，粥など加工食品の生産を開始した。2005 年にラムドン省での第 2 工場の建設と同時に，加工原料用としてほうれん草，ビート，ニラの栽培を開始した。A 社のベトナム工場での加工製品は，1 次加工品として日本国内の親会社に全量供給されている。したがって，ベトナム国内での生産は，親会社の調達計画をもとに決定される。

A 社の現地法人は 100%の外資企業であり，投下資本総額は 450 万ドル（約 4 億 5000 万円）とラムドン省で投資している日系企業のなかで上位 5 位に入る。現地の雇用者数は 120 人にのぼり，そのうち 11 人が野菜栽培従事者，109 人は加工工場の従業員である。

A 社の従業員教育システムは充実しており，3 か月ごとにほぼ 8 人ずつを日本に派遣して研修を実施している。日本での研修期間は業務内容にもよるが，1 週間から最長で 3 年に及ぶこともある。

ラムドン省の野菜加工工場はドンズオン（Don Duong）県に立地する工業区にある。敷地面積は 3 ヘクタールで 38 年間の賃貸借契約が結ばれている。年間の土地賃借料は 1 ヘクタール当たり 1 万 2000 ドル（約 120 万円）と格安で，さらに契約開始から最初の 11 年間はその支払いが免除されている。ただし，土地賃借料以外の設備使用料は，年間 1 ヘクタ

ール当たり 1600 ドル（約 16 万円）を負担している。

一方、自社農場は、上記の野菜加工工場から車で一時間ほどの距離にあるダラット市のタヌン（Ta Nung）地区に立地している。この土地も借地であり面積は 4ha である。借地契約期間は 2005 年から 2030 年までの 25 年間となっている。当初、A 社はこの土地を野菜栽培の試験圃場として使用し、実際の生産には他に条件のよい土地を調達することを考えていたが、その目処が立たず、結局ここに農場を構えることになった。しかし、A 社では、気温や降雨量の関係でこの場所での野菜生産は、ラムドン省の他の場所と比較して、やや不利な条件下にあると考えており、将来的には農場の移転を検討中である。自社農場の作付作物は主にほうれん草である。これを 11 月初めから 3 月下旬までの間に 3 ヘクタールの圃場で 3 回転し、年間の総収量は 67.5 トンである。なお、雨期にあたる 4 月以降はほうれん草の栽培に適さないため、地力回復の目的で同じ圃場で落花生を栽培する作付体系となっている。

また、A 社では、自社農園で生産する原料野菜が不足する際に、契約栽培を通じて近隣農家からスポット的に調達を行うことがある。契約面積は 4 ヘクタールに及ぶこともあるが、その場合には、A 社の栽培技術者が契約先農家の栽培指導を行い、種子や農薬、肥料などの資材も提供し、定期的な巡回や作業日誌の記帳などを通じて生産物の品質保持のため厳重管理を行う体制が取られている。

すでに述べたとおり、A 社の主要事業は日本市場向けの食品の加工製造である。A 社では最新の凍結乾燥機械を装備しているが、ラムドン省内でこの技術を採用している競争企業はほとんどない。また、製品の安全確保のために、現地に高度な残留農薬検出機器を導入して原料段階と 1 次加工品段階での品質チェックを行うとともに、さらに無作為に抽出したサンプルを日本の本社に送って再検査し、それに合格した場合にのみ輸出される。こうした徹底した品質管理体制が A 社の競争力を高める源泉となっている。

### 2-3-2. J 社の事例

切り花の生産と輸出を行う J 社のベトナム進出は 2008 年のことである。J 社では、国内の花弁生産の縮小に伴い、1974 年以来、海外からの切り花輸入を事業のひとつとしてきた。しかし、次第に信頼できる安定した輸入先の確保が困難になってきたなかで、気候など自然条件の面で花卉栽培に適したラムドン省で切り花の直接生産に乗り出すことになった。さらに、その後、ホーチミンとハノイに事務所を開設し、海産物の輸入販売にも事業領域を拡大している。このうち、農業生産事業である切り花の生産は、ドンズオン県の自社農場で行われている。生産物の供給先は主に日本市場であり、日本の親会社からの発注を受け生産計画が立てられる。

J 社も 100%外資企業であり、投下資本総額 600 万ドル（6 億円）は、ラムドン省に投資する日本企業のみならず他国企業を含めても最大規模である。J 社の現地雇用者数は 100 人ほどであり、そのうち 80 人が自社農場の従業員、残り 20 人がホーチミンとハノイ事務

所の営業スタッフである。J社でも現地従業員の教育体制は良く整備されており、毎年7～8人を日本へ1週間の研修に送り出している。

J社は、土地使用权をリースでなく自社保有している。花卉栽培用施設26棟の敷地面積は10ヘクタール、集荷調整や包装梱包の作業場及び事務所棟の敷地面積が3ヘクタールの計13ヘクタールである。J社の土地使用权の自社保有の経緯は次のとおりである。すなわち、J社現地法人の設立当初、会社はベトナム企業との合弁企業であった。その際、ベトナム側パートナー企業が土地使用权を取得し、それを出資する形で合弁会社が設立されたため、土地使用权は合弁会社の共同資産として登録された。しかし、登記の6か月後、パートナー企業が全株式をJ社に売却したため、J社は100%外資企業に組織変更し、それによって土地使用权もJ社の保有資産となった。

J社農場の花弁（切り花）生産能力は月40万本であり、2015年の総出荷量は480万本であった。このうち80%が日本への輸出、残り20%がベトナム国内市場での販売である。花卉の生産はすべて施設栽培であり、通年生産が可能である。生産段階から調整・出荷段階に至るまで常駐の日本人監督者が現地従業員を直接指導して品質管理を徹底している。

J社の花卉生産の安定した生産性と品質は、適切な生産設備と土壌管理によっている。特に生産設備（施設）の建設に関しては、当初ベトナムの建設会社に外注する計画であったが、品質面でJ社の要求する水準の設備が提供されないことがわかり、最終的に日本から輸入した工作機械と、現地の台湾や日本企業から調達した資材を用いて自作した経緯がある。栽培施設内の土づくりに関しては、ベトナムの豊富な原料資源と安価な労働力を生かして、毎月必要量の30%に当たる3トンの有機堆肥を現地で自社製造している。原料は、ココナッツ殻、籾殻、コーヒー豆の皮などの副産物であり、すべてベトナム国内で調達されるものである。

### 2-3-3 Y社の事例

Y社はラムドン省でキノコ（マッシュルーム）を生産する会社である。会社の設立は2015年10月であり、ラムドン省の日系企業のなかでは新しい方に属する。ただし、Y社では、ベトナムへの進出を伺っていた2010年頃からすでにマッシュルーム栽培の適地を探索していた。Y社はこれに3年を要し、さらに2013年10月から1年以上にわたって、ドンズオン県でマッシュルームの試験栽培を実施した。その結果、最終的にバオロック市のロックソン（Loc Son）工業団地に入居して農場を建設、併せて営業拠点となる本社事務所をホーチミン市に開設した。

Y社がベトナムを事業投資先に決定したのは、現地の気候がマッシュルーム栽培に適していたこと以外に、マッシュルーム栽培の培土の原料となるトウモロコシ芯や稲わらなど農業の副産物が豊富に入手できる状況にあったことが挙げられる。また、2015年にベトナム政府が発表した「2020年に向けた国家製品開発プログラム」に取り上げられた9つの重点品目のひとつにマッシュルームが含まれていたことも関係している。

Y社の投下資本総額は300万ドル(約3億円)であり、ラムドン省で投資する日系企業では上位5位に入る投資規模である。Y社は、A社やJ社とは異なり、ベトナム企業との共同出資による合弁会社である。資本金の出資割合はY社が95%、ベトナム側パートナー企業が5%となっている。このベトナム側パートナー企業の業務上の支援もあり、Y社の生産物の主要なターゲットがベトナム国内市場であることは、Y社より以前にラムドン省に進出した企業にはほとんどみられなかった注目すべき特徴である。

調査時点で操業開始から3か月目のY社の現地従業員数は、農場労働者と営業スタッフを合わせて22人である。日越農業協力協定では、ベトナム人労働者の日本における長期研修を含む人材育成が両国政府による奨励事業のひとつになっており、この事業の支援を受けているY社の人事政策は、募集段階から育成段階及び雇用段階に至るまで徹底している。例えば、農業技術者の場合は、募集時点で3回の面接、IQテスト、日本語能力検定5級の日本語試験、日本人スタッフによるベトナム農場での事前研修、そして最終選考となり、これらに合格した者だけが1年間の日本研修の対象者となる。また、会計や営業など管理部門のスタッフの場合は一般広告等で募集され、IQテストのほか、特に日本人重役による面接選考によって採用が決定される。

前述のとおり、Y社の現地農場はバオロック市のロックソン工業団地にある。敷地面積は3ヘクタールであり、契約期間は38年である。年間の土地賃借料はラムドン省の優遇政策もあって1ヘクタール当たり1万2000ドル(約120万円)である。これは土地賃借料が1ヘクタール当たり4万4000ドル(440万円)もかかるホーチミン市近郊のタンタオ(Tan Tao)工業団地と比較しても極めて好条件である。しかも、この土地賃借料は当初11年間の支払いが免除されている。したがって、現状、Y社もA社同様、年間1ヘクタール当たり1600ドル(16万円)の設備使用料を負担しているだけである。

Y社では主産物であるマッシュルームの培養土を自社生産している。培養土の製造に必要な資材は、稲わら、石膏、有機質土と鶏糞堆肥である。このうち稲わら、石膏、有機質土は現地調達されるが、鶏糞堆肥は日本からの輸入である。鶏糞も将来的には現地調達の可能性があると考えられるが、現時点では品質面での要求水準に達していないことが課題であろう。なお、マッシュルームの種菌はオランダからの輸入である。

マッシュルームの生産工程は、野外での培養土の製造、屋内培養施設でのマッシュルーム栽培、収穫からなるが、これらの工程はもちろん同時並行で行われる。培養土の製造には15日を要する。製造期間は堆肥の適切な発酵温度と水分含量の保持に入念に気を配り、作業機を用いて3回の切り返しが行われる。

マッシュルームの栽培過程は、調整した培養土を屋内の栽培施設に移すことから始まる。まず65℃の蒸気で培養土の滅菌処理を1日行い、約10日をかけて適温まで徐々に温度を下げ、これで培養土の完成となる。マッシュルームの栽培施設1棟の面積は130平方メートルで、3段のベッドが2列に配置されている。その上に培養土を広げた培地を作りマッシュルームの種菌を接種した後、機械で攪拌して全体的に均一なるようにする。その後1~2

日で培地はマッシュルームの菌糸体で満たされる。育成段階の栽培施設は適切な温度と湿度が保持され、約 18 日で 1 回目の収穫日を迎える。20 日間続く収穫期間のうちに 4 日間ずつ 3 回の収穫作業が行われる。1 回目と 2 回目、2 回目と 3 回目の収穫の間にそれぞれ 4 日ずつの中断がある。栽培施設 1 棟当たりの収穫量は、1 回目の収穫が 1000kg, 2 回目 800kg, 3 回目 200kg の計 2 トンである。Y 社ではホワイトマッシュルームとブラウンマッシュルームの 2 品種を栽培しているが、生産性はホワイトマッシュルームの方が 2 倍ほど高い。

生産物は 1 パック 200 グラムずつプラスチック容器に詰められ、6 パックを 1 つの段ボール箱に梱包して出荷される。生産物は外観によって A 品と B 品に分けられ、それぞれの販売価格は A 品のホワイト 1 kg 当たり 40 万ドン(約 2000 円)、ブラウン同 50 万ドン(2500 円)である。また、B 品はホワイト 35 万ドン(1750 円)、ブラウン 40 万ドン(2000 円)となっている。

Y 社では、出荷物の輸送と保管、小売店など取引先への配送業務を日系の運送会社 K に委託している。K 社は、Y 社の農場から冷蔵車を使って輸送した出荷物をホーチミン市にある冷蔵施設で保管する。また Y 社のオーダーにしたがって小売店舗棟に配送、一部に代金回収業務も請け負っている。さらに 7 日間の消費期限が過ぎた売れ残り商品の廃棄も K 社の責任で行われている。

#### 2-3-4 日系農企業における事業戦略の変化

以上の 3 社の事例から、ラムドン省で農業投資を行う日系企業に関する特徴として示唆されることは次のとおりである。第 1 に、2015 年以前にベトナムに進出した日系企業の事業は、日本国内の親会社の事業を補完し、日本市場をターゲットとして原料や半製品を供給する機能を果たすことが主目的であった。これに対して、2015 年以降、ラムドン省で農業生産事業を開始した日系企業のビジネス戦略には新しい傾向がみられる。つまり、Y 社の事例のように、親会社の卓越した経営資源や技術力を基盤として、ベトナム国内や周辺市場をターゲットに競争力のある高品質商品を供給することをビジネス戦略とする動きである。こうした新しい戦略は、都市部での小売業や飲食業など日系企業の進出、高速道路網や輸送技術の高度化による流通条件の改善など、ベトナム国内の事業環境の変化に伴って生じたものといえよう。第 2 に、これまで日本市場を中心に農業生産事業を展開する企業の中にも新たにベトナム都市部の市場向けに日本野菜の栽培を開始したり、現地の日系企業同士で農産物加工の受委託を模索したりするなどの動きがみられ、企業間の事業連携を通じたビジネス機会拡大の可能性が確実に高まっていることが注目される。

### 3. ラムドン省の海外直接投資の誘致拡大に向けた基盤整備と農業投資優遇政策

#### 3-1 産業団地の整備と入居企業への優遇措置

ラムドン省内には、現在、13 の工業区と 2 つの工業団地が整備されている。工業区と工業団地の主な違いは、後者が比較的大規模でインフラ面での設備が充実しており、入居企



業は賃借した敷地（区画）を工場用地としてだけでなく農業用地としても利用できることである。しかし、現在、これら2つの工業団地の稼働率は約50%に過ぎない。そこで、省では日本企業の農業投資の誘致拡大を目指して、それらとは別に新しい産業団地の建設を進めている。これは農業生産にとってより条件の良い場所に立地し、さらに農業用地としての機能性を高める土地整備になっていることが特徴である。

既存の工業区と工業団地への外国投資企業の誘致に関しては、ラムドン省は様々な優遇措置を講じている。具体的には格安の土地使用料（年間1ヘクタール当たり1万2000ドル～1万5000ドル）や施設利用料（年間1ヘクタール当たり1600ドル）のほか、11年あるいは15年間の土地使用料控除というものである。そのほかにも、省政府が育成奨励する産業分野の新規事業に対する事業税の減免措置、都市部など他地域からの移転企業に対する事業税の減免または控除措置、さらには事業規模の拡大、革新技术の導入、自然環境の保全に寄与しつつ生産性を改善している企業の追加利益に対する事業税の減免措置が設けられている。

### 3-2 農業投資に対する法人所得税の減免措置

ベトナムの法人所得税法では、企業（一般に会社）に対して、一定税率の法人所得税が課税される。ベトナムの法人所得税率は、2014年から2016年までの過去3年間に、25%から20%に次第に引き下げられている。しかし、ラムドン省では、農業投資を行う企業や地元の農業振興に貢献する企業に対して、いっそうの税率の減免措置をとっている。例えば、上記3社の事例では、A社は当初10年間の法人所得税率3.4%、J社は当初4年間の法人所得税免除とその後9年間の税率50%減免、Y社は当初10年間の法人所得税率10%といった具合である。なお、優遇措置の内容が異なるのは、各社の事業内容や立地の違いが反映されている。

また、以上のことに加えて法人所得税の課税に関して重要なことは、法人所得税は当該企業が純利益の発生を申告した時点から課税対象となることである。したがって、事例3社のように、積極的に高額の高テク機器を導入したり、相当規模の土地利用権を取得したりすることは、日本企業が農業投資を行う際のもう一つの動機となる。なぜなら、これら多額の投資はほぼすべて長期の固定資産として評価され、その減価償却費は生産費（経営費）に算入される。つまり、投資が多額であれば、長期間にわたってビジネス自体が高収益を上げているにもかかわらず、法人所得税を免除される場合がある。例えば、実際にJ社の場合、2008年の事業開始以来、粗収益は年々増加し、事業規模の拡大も計画中である。しかし、依然として固定資本への巨額の初期投資による損失を計上しているため、これまでに法人所得税の課税対象になっていない。しかも、J社は13ヘクタールの土地利用権を50年間にわたって自社保有し、これに35万ドル（3500万円）の投資を行っている。この土地は実質的にはほぼ自己所有といえる状態だが、それへの投資金額は50年年賦で支払い地代として費用化することも認められている。

このようなラムドン省における一連の農業投資に対する優遇政策は、日本企業にとって次のような有利性をもたらしていると考えられる。ひとつは、日本企業のハイテク機器など高度な生産技術の導入によって事業上の競争優位をつくりだすことができることであり、ふたつは、税負担の軽減により一層の拡大投資に向けた内部留保の増大を可能にすることである。

#### 4. 日本の ODA による農業インフラ整備支援への取組み

近年の日本企業の農業投資拡大に関しては、ラムドン省による活発な海外投資誘致拡大策の推進と併せて、日本の国際協力の深化による投資環境整備への期待の強まりも背景のひとつにあげることができよう。JICA は、2014 年の日越農業協力対話以降、「ラムドン省農林水産業及び関連産業集積化に係る情報収集・確認調査」を実施し、ラムドン省の新 5 ヶ年経済社会発展計画（2016－2020）の策定支援や、今後同計画実施に向けた円借款や技術協力を積極的に実施していく方針である。食品加工や商品開発が主要な取組み内容となる見込みであり、これによってラムドン省の農業生産インフラ改善がさらに促進され、より有効な投資環境が生み出されることが期待されている。

### 5. まとめ

#### 5-1 ベトナムにおける農業投資環境の改善に関する動向

以上みてきたとおり、ベトナムに対する外国企業の投資環境は、近年、急速に改善されてきている。むろん、外国企業の投資環境の改善は、特定の地方の投資優遇策にのみ依っているのではなく、ベトナム全体の環境変化として捉えることが必要である。本稿では十分に言及することができなかつたが、次のような点は特に重要な投資環境の変化として指摘しておく必要がある。

第 1 に、経済的環境の変化である。近年ベトナム人 1 人当たり所得は約 2100 ドルにまで増加している。また、それは中・高所得層の増加と相まって進行している点が重要である。例えば、ベトナムの都市住民 3000 人以上を対象としたボストン・コンサルティング・グループの調査に基づく分析結果によると、ベトナムの中・高位所得階層の人口は、2014 年から 2020 年の間に、1200 万人から約 2 倍の 3300 万人に増加し、とりわけ富裕層である最高位所得階層の人口は 2020 年には 1000 万人以上になると予測されている。現在の中・高所得階層の月平均所得は 714 ドル（7 万円）以上であり、こうした階層の存在は地方都市にも広がりつつある。2015 年のベトナムの人口は約 9500 万人であり、さらに増加を続けている。すでにみたとおり所得の増加に伴い、都市部と農村部にかかわらず、最近 10 年間の 1 人当たり食料消費支出も増加傾向にある。また、それは、所得階層別でも、すべての階層で増加している。こうした点を考慮すると、ベトナムは農業や食品産業に投資する海外企業には、ベトナム国内市場はきわめて大きな可能性のある潜在市場であるとの認識が強まっていると推察される。加えて、ベトナムからの国際市場へのアクセス期待の拡大も

これを後押ししているとみられる。ベトナムは、現在までに 16 の国や地域との間で自由貿易協定や経済連携協定の締結を進めている。とりわけ 2015 年には、AFTA のほぼ完全履行、ACFTA における関税撤廃の順調な進展、EVFTA の締結がなされ、今後の国際市場へのアクセスの可能性が格段に広がる出来事が続いた。

第 2 に、経済成長とベトナム人消費者の食料消費支出の増加という背景のもとで、食の安全や健康に関する志向の高まりが著しいという社会的な環境の変化が指摘できる。近年、ベトナムでは不適切な衛生管理や農薬使用等による食物汚染の問題が深刻化しており、食品事故関連の報道も多い。こうしたことが安全で高品質な食品の国内市場を成長させており、そこに農業や食品産業に投資する海外企業にとってのビジネスチャンスが広がっているとみられる。

第 3 に、技術的な環境の変化として、農業・食品産業の投資促進にとってネックとなっていた国内輸送と物流にかかる整備が急速に進んでいるということが指摘できる。特にベトナムの主要な農業生産地帯であるメコンデルタ、中部高原、紅河デルタから都市部への高速道路網の整備が急速に進んでおり、都市部への農産物輸送の効率化と大幅な時間短縮が可能になってきた。また、ベトナムから海外市場への輸送に関しても、大型船舶が寄港可能な近代的設備を装備した国際ターミナルの整備が国の南北で進んでおり、海外からの直接投資をいっそう刺激する条件が整いつつある。

第 4 に、制度的環境と政治的環境の変化がある。これに関しては、2014 年から 2015 年にかけて特に重要ないくつかの改善がなされた。ひとつは、「農業と農村地域への企業投資を促進するための誘因に関する政令」(Decree on 210/2013/ND-CP) である。同政令は、農業生産と農産物加工、林業及び養殖水産業、作物品種の育種及び改良、家畜の育種、バイオテクノロジー(生物工学)の諸分野で事業を行う企業に対して、土地使用税の免除または軽減、最大 15 年までの地代免除、5 年間にわたる農地あるいは養殖池地代の 20% までの補助、従業員教育・宣伝広告・技術開発にかかる費用の 50~70% までの補助、農産物(米・トウモロコシ・甘藷・キャッサバ)の乾燥施設、コーヒーの加工施設、またはその他農産物の加工・貯蔵施設整備への財政支援を行うこととしている。

もうひとつは、投資法と企業法の改正である。2005 年の投資法と企業法の施行は、ベトナムの法体系の画期的な進展のひとつであり、民間企業のベトナムへの投資と事業活動を促進する内容のものとして評価されていた。しかし、その後 10 年が経過し、ベトナムにおける事業環境について一層の透明性と公平性を保証するものとして、ベトナムの国会は 2014 年新投資法(No. 67/2014/QH13)と新企業法(No.68/2014/QH13)を制定し、2015 年 7 月 1 日から施行されている。さらに、2013 年の土地法改正も外国投資企業の土地利用権の取得に関する規制を大幅に緩和した。こうしたことに加えて、先にもみたとおり 2014 年の日越農業協力対話以降のベトナム国内における大規模プロジェクトの進展によって、いっそう良好な日越間の政治的環境が醸成されているといえよう。

## 5-2 日本企業のベトナム農業投資の課題

以上のように、日本企業にとってベトナムの農業投資環境は確実に改善の方向に進んでいる。しかし、こうした環境の変化を活かして十分なビジネス成果に結びつけるためには、いまなお企業側の情報収集力の向上やベトナムのビジネスマナーに関する理解が欠かせない。特に農業生産を事業とする投資の場合は、現地の水利や土壌など農業の生産性に直接かかわる自然的条件の周到な事前調査にもとづく適切な投資先の意思決定が求められる。このことは、先の A 社の事例でもみられたとおりである。

また、現地のビジネスマナーに関する深い理解は、きわめて重要な条件になると思われる。とりわけ地元の行政との良好な関係構築や、事業に地元農民との契約生産などを含む場合には、彼らの行動様式をよく理解しておくが必要になる。そのために、信頼できる現地のビジネスパートナーをどのようにして確保するかは、投資の早期の成否をわける要素になると考えられる。

[引用・参考文献]

<外国語文献>

1. American Chamber of Commerce Vietnam, 'Vietnam's middle class set to double by 2020'  
(<http://www.amchamvietnam.com/vietnams-middle-class-set-to-double-by-2020-bcg/>),  
accessed on January 22, 2017.
2. Lam Dong Portal, 'Tax reduction policy'  
(<http://www.lamdong.gov.vn/en-US/Investors/Preferential-policy/Pages/Tax-reduction-policy.aspx>), accessed on March 2, 2017.
3. Nguyen Thi My Hoa, "Business Activities of Japanese Investors in Agriculture in Vietnam under A Revamped Investment Climate in 2015: Case Study of Japanese Agricultural Companies Operating in Lam Dong Province" (Master Thesis), pp. 1-95, 2017, Saga University
4. General Statistics Office (GSO), Statistic Handbook  
([http://www.gso.gov.vn/Default\\_en.aspx?tabid=515](http://www.gso.gov.vn/Default_en.aspx?tabid=515))

<日本語文献>

5. 国際協力機構 (JICA), 「日越農業協力対話における JICA の取組 ベトナム国ラムドン省農林水産業及び関連産業集積化にかかる調査報告—資料 6」(2015 年 6 月 22 日)
6. 国際協力機構 (JICA), 「ベトナム国ラムドン省農林水産業及び関連産業集積化にかかる情報収集・確認調査ファイナルレポート」, 2015 年 11 月, pp.4 - 271.
7. 日本貿易振興機構 (JETRO), 「数字でみるベトナム経済 2016」